別紙様式2

	関名 所名称)	宮城県子ども	総	合セン	ター									
		住 所	〒 981-1217											
	基 本	電話番号(代表)	022-784-3580 022-784-3596											
1	情	FAX番号(代表)												
3	報	メールアドレス(代表)	kodomss@pref.miyagi.lg.jp											
	0	病院												
		・病棟種別等	0	急性期病棟 〇	回復期病棟	0	一般病棟	0	療養病棟	O h	也域包括ケア病棟			
			0	その他:				1						
		・外来リハビリテーション	0	可	0	要相談		0	不可					
		・障害児(I8歳以下)の 外来リハビリテーション	0	可	0	要相談		0	不可					
	0	診療所												
		・外来リハビリテーション	0	可	0	要相談		0	不可					
		・障害児(I8歳以下)の 外来リハビリテーション	0	可	0	要相談		0	不可					
	0	訪問看護ステーション		1										
		・障害児(18歳以下)の訪問リハ	0	可	0	要相談		0	不可					
		・訪問実施地域(具体的に記載)							'					
		・保険制度の適応	0	医療保険	0	介護保障	険							
		・リハビリテーション指示書記載医の指定	0	法人や自院の医師の指示書に限る							は問わな	(\		
	0	訪問リハビリテーション	;問リハビリテーション											
事		・提供形態	0	病院	0	診療所	0	老人保	健施設					
業所の		・障害児(18歳以下)の訪問	0	可	0	要相談		0	不可					
		・訪問実施地域(具体的に記載)			1									
種		・保険制度の適応	0	医療保険	0	介護保障	険							
類		・リハビリテーション指示書記載医の指定	0	法人や自院の医師	5の指示書(に限る	0	指示書	があれば医	療機関	は問わな	<i>١</i> ٠		
	0	介護老人保健施設												
	•	デイケア(子どもデイケ	ア)											
		・サービス提供時間		時30分~午後3日										
				ありません。(りで通所	できる方々	がデイク	ケア利用で	゚きます	f。)	
		・保険制度の適応	•	医療保険	0		€保険 	11		re e M	488 1 ± 88 ±	4		
	0	・リハビリテーション指示書記載医の指定	0	法人や自院の医	師の指示書	に限る	•	指示	書があれば	医療機	銭関は問わ	ない		
	0	介護老人福祉施設 												
		通所介護												
	0	・送迎実施地域(具体的に記載)												
		・実施サービス名(具体的に記載)												
		・送迎実施地域(具体的に記載)												
	•	その他												
		・ 具体的内容 発達障害の支援者支援の拠点機関として、困難ケースへの技術支援による地域支援機能の強化 のほか、支援力向上に資する研修の企画・実施、家族支援等を実施												

【 宮城県子ども総合センター 】

	リハビリテーション担当部 署	発達障害者支援班,療育デイケア班								
リハ部門の詳細	電話番号(リハ担当部署) 発達障害者支援班(022-748-5660) 療育デイケア班(022-784-3578)									
	FAX番号(リハ担当部署)	022-784-3596(代表)								
	電子メールアドレス (リハ担当部署)									
	理学療法士(PT)	常勤 人	非常勤 O 人							
	作業療法士(OT)	常勤 人	非常勤 0 人							
	言語聴覚士(ST)	常勤 0 人 非	非常勤 O 人							
リハ問合せ窓口(担当課)	発達障害者の支援者支援に関すること →発達障害者支援班	間合せ 方法 電話にてご連絡ください。								
	子どもデイケアに関すること →療育デイケア班	間合せ 時間帯 日 月 ~ 金 平日のみ 時間帯 8時3	80分 ~ 17時00分							
リハ 間 倉事項 (ルール その他)	電話にてご連絡ください。									
リハ介(等)	・子ども総合センターでは、主に次の業務を実施しております。 ①児童健全育成の推進及び子どもに係わる機関(保育所・児童館等)の人材育成(研修会等企画) ②子どもの心の問題についての診療(子どもメンタルクリニック) ③精神医療ケアを要する子どもに小集団活動を通じた適応能力の向上(子どもデイケア) ④県内の発達障害者支援体制の整備(発達障害者支援センター) ・当センターの作業療法士は③子どもデイケア,理学療法士は④発達障害者支援センターにそれぞれ配置されています。 【子どもデイケア】療育デイケア班 ・医療、教育、福祉的な視点から、お子さんの発達段階や状態に応じた小集団活動を行い、学校や地域の支援者と連携しながら、お子さんの情緒及び社会性の発達を使す精神科デイケアです。 ・本人及び保護者が利用を希望し、精神科主治医に子どもデイケアに通うことを進められた小学生・中学生のお子さんが利用できます。 ・スタッフは医師、看護師、作業療法士、心理士、教師等と多職種で構成され、それぞれの専門的視点から一人一人のお子さんのアセスメント及び支援を行っています。 【障害者発達支援センター】発達障害者支援班 ・支援者支援の拠点機関として、困難ケースへの技術支援による地域支援機能の強化のほか、支援力向上に資する研修の企画・実施を行っています。 ・家族支援事業として、ペアレント・メンター事業・ペアレント・プログラム事業・ペアレント・トレーニング事業を実施しております。 ・スタッフは、医師・保健師・心理士・理学療法士・社会福祉士と多職種で構成され、それぞれの専門的視点から支援者支援を行っています。									